

東かがわ市児童障害者福祉年金条例

(目的)

第1条 この条例は、東かがわ市に住所を有する者で心身に障害のある児童に対して、児童障害者福祉年金（以下「年金」という。）を支給することにより、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童障害者（以下「障害児童」という。）」とは、満20歳未満で身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号、身体障害程度等級表に掲げる級別（以下「級別」という。）の1級から4級までのいずれかに該当する者又は香川県が制定した療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、障害児童の親権を行う者、後見人及びその他の者で児童を現に監護するものをいう。

(受給権者)

第3条 東かがわ市に引き続き1年以上住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者は年金を受けることができる。

- (1) 障害児童を現に監護する保護者
- (2) 市長が、障害児童と同等の障害があると認めた児童を、現に監護する保護者

(受給権の消滅)

第4条 保護者又は障害児童が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、保護者の年金を受ける権利は消滅する。

- (1) 障害児童が死亡したとき。
- (2) 保護者又は障害児童が東かがわ市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 障害児童の障害の程度が第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 障害児童が満20歳に達したとき。

(支給の停止)

第5条 障害児童が懲役又は禁錮(こ)刑に処せられたときは、年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けたときは、この限りでない。

(年金の額及び支給方法)

第6条 年金の額は、別表のとおりとする。

2 年の中途において受給権が発生した場合にあっては、発生した日の属する月から、受給権が消滅した場合にあっては、消滅した日の属する月までを月割して支給する。

第7条 年金の支給を受けようとする者は、市長にその旨を申請しなければならない。

2 年金の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。

(受診判定)

第8条 市長は、必要と認めた場合は受給権者又は年金を受けようとする保護者に、障害児童を市長の指定する医師の診断を受けさせることができる。

(届出の義務)

第9条 保護者は、保護者又は障害児童が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 居住地を変更したとき。
- (2) 障害児童が死亡したとき。
- (3) 障害児童の程度（等級）を変更したとき。
- (4) 障害児童が満20歳に達したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の引田町児童障害者福祉年金条例（昭和56年引田町条例第13号）、白鳥町児童障害者福祉年金条例（昭和59年白鳥町条例第6号）又は大内町児童障害者福祉年金条例（昭和47年大内町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条関係）

年金額表

障害の程度	年金額
級別の1級に該当する者又は療育手帳に障害の程度がAと記載されて	60,000円

いる者	
級別の2級に該当する者又は療育手帳に障害の程度がAと記載されている者	54,000円
いる者	
級別の3級若しくは4級に該当する者又は療育手帳に障害の程度が②若しくはBと記載されている者	48,000円